

令和5年度

高 知 県 の 監 査

～令和5年度監査結果等のまとめ～

令和6年3月

高 知 県 監 査 委 員

## 目 次

1	定期監査	1
2	財政的援助団体等の監査	7
3	行政監査	8
4	住民監査請求に基づく監査	9
5	決算審査	9
	(1) 歳入歳出決算審査	9
	(2) 公営企業会計決算審査	10
6	基金運用審査	12
7	健全化判断比率及び資金不足比率審査	12
8	例月出納検査	13
9	内部統制評価報告書の審査	13
10	参考	13
	(1) 令和5年度監査委員	13
	(2) 過去3年間の状況	14

# 1 定期監査

## (1) 対象機関

本庁104機関、出先機関121機関、合計225機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査 実地監査：190機関  
書面監査：35機関

## (2) 委員監査の実施期間

出先機関 令和5年6月12日～令和6年1月30日  
本庁 令和5年7月28日～8月28日

## (3) 監査の結果

監査を実施した225機関のうち、是正又は改善を要する事務として指摘事項等が認められた実施機関は、本庁65機関、出先機関44機関の計109機関であった。その他の116機関では、指摘事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の95件から177件に増加している。内訳としては、指摘事項が6件から14件に、注意事項は89件から158件に、検討事項は0件から5件に、増加している。

### ア 事務区分別（表1、表3）

指摘事項等の事務区分別の件数は、支出事務が94件（53.1%）と最も多く、次いで契約事務が42件（23.7%）、収入事務が18件（10.2%）となっている。

#### (ア) 本庁

指摘事項は5件で、内容は、「請書の徴取漏れ」、「仕様書の添付漏れ」、「予定価格調書の作成漏れ」などである。

注意事項は92件で、主な内容は、「経費支出伺（変更）の作成漏れ」、「通勤手当の支給誤り」など支出事務が63件で、最も多かった。また、「業務完了報告書の提出遅延」、「契約保証金の徴収漏れ」など契約事務が次いで18件となっている。

また、「事務処理上の大きなミスを防ぐ、効果的な再発防止策について」、「効果的な補助事業の進捗管理について」などの検討事項が4件となっている。

#### (イ) 出先機関

指摘事項は9件で、主な内容は、「収入調定漏れ」、「調定年度誤り」などである。

注意事項は66件で、主な内容は、「経費支出伺（変更）の作成漏れ」、「通勤手当等の過払、未払」などの支出事務が31件と最も多く、次いで「仕様書等の一部添付漏れ」、「契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ」など契約事

務が17件、となっている。

また、「事務処理上の大きなミスを防ぐ、効果的な再発防止策について」の検討事項が1件となっている。

#### イ 部局別件数（表2）

部局別の件数では、教育委員会が34件と最も多く、次いで土木部が28件、健康政策部が17件となっている。

#### （4）重点項目

##### ア 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

※専門知識を有する団体に技術的事項の調査を委託し行った。

（委託先：公益社団法人大阪技術振興協会）

##### （ア） 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木 工事	林業振興・環境部中央 西林業事務所	仁淀川流域 仁淀川支流南の川 小日浦復 旧治山工事
建築 等工 事	教育委員会高等学校 振興課	（新）安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体 工事 （新）安芸中学校・高等学校校舎棟新築電気 設備工事 （新）安芸中学校・高等学校校舎棟新築機械 設備工事

##### （イ） 監査の期間

令和5年5月16日から令和6年1月31日まで実施した。このうち、林業振興・環境部中央西林業事務所については令和5年10月4日及び5日に、教育委員会高等学校振興課については同年10月30日及び31日に現地調査を実施した。

##### （ウ） 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

イ 県単独補助事業の執行について

各機関が実施する県単独補助事業について、事務手続が適正になされているだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

補助事業者への交付額が100万円以上の補助金について、36所属36事業を抽出して実施した結果、補助事業単位では、成果指標や目標が明確に定められていないものが一部見受けられた。

これらは、高知県産業振興計画、南海トラフ地震対策行動計画等の目標値を達成するための手段の一つとして位置づけられている等の理由により、成果指標等を定めていなかったが、補助目的に応じた適切な指標を設定するなど、事業効果の検証について万全を期されたい。

表1 事務区分別改善を求める事項等

	事務区分	指摘事項	注意事項	小計	検討事項	計	構成比
本庁	共通		2	2	1	3	3.0%
	収入事務		6	6		6	5.9%
	支出事務		63	63		63	62.4%
	契約事務	4	18	22	2	24	23.8%
	補助金の交付に関する事務		1	1	1	2	2.0%
	財産・物品等管理事務	1	2	3		3	3.0%
	土木・建築工事に関する事務						
	令和5年度計	5	92	97	4	101	100.0%
令和4年度計	1	46	47		47		
出先機関	共通		3	3	1	4	5.3%
	収入事務	6	6	12		12	15.8%
	支出事務		31	31		31	40.8%
	契約事務	1	17	18		18	23.7%
	補助金の交付に関する事務						
	財産・物品等管理事務		3	3		3	3.9%
	土木・建築工事に関する事務	2	6	8		8	10.5%
	令和5年度計	9	66	75	1	76	100.0%
令和4年度計	5	43	48		48		
全体	共通		5	5	2	7	4.0%
	収入事務	6	12	18		18	10.2%
	支出事務		94	94		94	53.1%
	契約事務	5	35	40	2	42	23.7%
	補助金の交付に関する事務		1	1	1	2	1.1%
	財産・物品等管理事務	1	5	6		6	3.4%
	土木・建築工事に関する事務	2	6	8		8	4.5%
	令和5年度計	14	158	172	5	177	100.0%
令和4年度計	6	89	95		95		

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100.0にはならない。

表2 部局別改善を求める事項等

	部局別	機関数	指摘事項	注意事項	検討事項	計
知事部局	総務部	19	1	14		15
	危機管理部	4		6		6
	健康政策部	14		16	1	17
	子ども・福祉政策部	14	1	11		12
	文化生活スポーツ部	6		8	1	9
	産業振興推進部	6		5		5
	中山間振興・交通部	4	1	3		4
	商工労働部	11		5		5
	観光振興部	3		4		4
	農業振興部	21	2	7		9
	林業振興・環境部	16	1	13	2	16
	水産振興部	5	1	5		6
	土木部	19	1	26	1	28
	会計管理局	2		2		2
	小計	144	8	125	5	138
教育委員会	60	5	29		34	
公営企業局	4	1	1		2	
警察本部	13					
その他の機関	4		3		3	
令和5年度計	225	14	158	5	177	
令和4年度計	229	6	89		95	

表3 指摘事項等の概要

結果区分	事務区分	本庁		出先		件数計
		件数	主な内容	件数	主な内容	
指摘事項	収入事務			6	・調定年度誤り ・収入調定漏れ	6
	契約事務	4	・請書の徴取漏れ ・仕様書の添付漏れ ・予定価格調書の作成漏れ	1	・予算額を上回る予定価格を設定	5
	財産・物品等管理事務	1	・郵便切手類等出納簿への誤記載			1
	土木・建築工事に関する事務			2	・工事の検査命令権者誤り	2
	件数計	5		9		14
注意事項	共通	2	・未決裁で委任状を提出 ・合議漏れ	3	・支払証の亡失 ・変更届承認の未決裁	5
	収入事務	6	・現金出納簿の記載誤り ・収入調定の遅延 ・使用料の算定誤り	6	・収入調定の遅延 ・生産（払出）伝票の作成遅延	12
	支出事務	63	・経費支出伺（変更を含む）の作成漏れ ・支出負担行為決議書の遡及 ・通勤手当の過払い	31	・経費支出伺（変更を含む）の作成漏れ ・通勤手当の過払 ・通勤手当の未払	94
	契約事務	18	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・再委託の承認漏れ ・完了報告書等の提出遅延 ・契約保証金の徴収漏れ	17	・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・再委託の承認漏れ ・仕様書等の一部添付漏れ	35
	補助金の交付に関する事務	1	・交付要綱で定めた書類の受領漏れ			1
	財産・物品等管理事務	2	・物品管理システムへの登録漏れ ・使用管理簿への記載漏れ	3	・物品管理システムへの登録漏れ ・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ	5

	土木・建築工事に関する事務			6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書で定めた書類の受領漏れ</li> <li>・工事の検査命令権者誤り</li> </ul>	6
件数計		92		66		158
検討事項	共通	1	・事務処理上の大きなミスを防ぐ、効果的な再発防止策の検討	1	・事務処理上の大きなミスを防ぐ、効果的な再発防止策の検討	2
	契約事務	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な委託事業の実施についての検討</li> <li>・検査方法についての検討</li> </ul>			2
	補助金の交付に関する事務	1	・効果的な補助事業の進捗管理についての検討			1
件数計		4		1		5



## 2 財政的援助団体等の監査

### (1) 監査の対象団体及び実施期間

令和5年11月14日から令和6年1月23日までの間に、表4のとおり、出資団体6団体、指定管理者4団体（9施設）及び補助金等交付団体7団体の計10団体（再掲7団体を除く。）に対して監査を実施した。

### (2) 監査の結果

10団体の出納その他の事務の執行について、指摘する事項は特に認められなかった。

表4 監査の実施団体

区 分	団 体 名
出資団体	高知県公立大学法人
	公益財団法人高知県スポーツ振興財団
	とさでん交通株式会社
	公益財団法人高知県農業公社
	高知県食肉センター株式会社
	公益財団法人四万十川財団
指定管理者	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 (対象施設：ふくし交流プラザ、障害者スポーツセンター)
	高知県漁業協同組合 (対象施設：宇佐漁港プレジャーボート等保管施設)
	すくも湾漁業協同組合 (対象施設：田ノ浦漁港製氷貯氷施設)
	公益財団法人高知県スポーツ振興財団（再掲） (対象施設：スポーツ科学センター、県民体育館、武道館、弓道場、春野総合運動公園)
補助金等交付団体	社会福祉法人ふるさと自然村
	高知県公立大学法人（再掲）
	とさでん交通株式会社（再掲）
	公益財団法人高知県農業公社（再掲）
	高知県食肉センター株式会社（再掲）
	公益財団法人四万十川財団（再掲）
	社会福祉法人高知県社会福祉協議会（再掲）

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（38団体）
- ・指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（27団体、対象施設：41施設）
- ・補助金等交付団体：県が令和3年度に1件1千万円以上の交付をした団体

### 3 行政監査

令和5年度は、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査のテーマ

情報システムの運用・管理について

(2) 監査の実施期間

令和5年6月1日から令和6年3月26日まで

(3) 監査の目的（テーマ選定理由）

県では、県民サービスの向上や行政事務の効率化を目的として、様々な分野で情報システムを導入してきたところである。

近年、社会全体のデジタル化が急速に進行する中で、本県においては、行政サービスに限らずあらゆる分野を対象としてデジタル化を推進するための「高知県デジタル化推進計画」を策定し、その中で行政サービスのデジタル化及び業務効率化を図るシステムの構築を掲げている。

今後の県政の推進において、情報システムのあり方がより重要なものとなってくることから、これら情報システムの運用・管理について、地方自治法第199条第2項の規定に基づき総合的に監査を行い、今後の経済的、効果的なシステムの構築及び運用に資するものとする。

(4) 監査の結果

情報システムの運用・管理に係る事務について監査を実施した範囲においては、おおむね適切に行われていることが認められた。

しかしながら、情報システムが当初の想定どおり稼働していなかったものや、情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順が定められていないもの、情報システムの調達や運用・管理に関する情報提供が適切でないと見られるものが確認されるなど、対応が十分でない事例が認められた。安全かつ最適なシステムの運用及び情報セキュリティ確保のため、関係規定に沿った適切な取扱いを徹底する必要がある。

(5) 主な意見

農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」について、システム本来の機能が発揮できるよう、早期に適切なシステムの運用体制づくりを進め、情報システム導入目的の達成に向け取り組むことを求めた。

高知県情報セキュリティポリシーに基づき情報システムごとに定めるとされている情報セキュリティ実施手順について、農業イノベーション推進課の「出荷予測システム」及び教育センターの「教職員研修管理システム」をはじめ、システムを所管する各所属においてはこれを適正に規定すること、情報システム全体を所管する所属においては適正な取扱いについて改めて整理のうえシステム所管所属に周知徹底すること及び必要に応じて状況の把握に努めること等、必要な対応を求め

た。

デジタル政策課において情報システムの調達や運用・管理に関する通知やマニュアル等を掲載する庁内向けのウェブページについて、記載項目の更新や掲載内容の整理を行うことなどにより、所属でのシステム調達や運用管理の円滑化に有効なものとなるよう、適切な対応を求めた。

また、デジタル政策課において、専門的な部分を含めた調達支援を充実させるとともに、今後も県の情報システムの調達や運用管理が適正かつ円滑に行われるよう努めることを求めた。

#### 4 住民監査請求に基づく監査

令和4年度に受け付けた住民監査請求のうち1件について、請求人の主張には理由がないと判断し、棄却した。

なお、令和5年度には住民による監査請求はなかった。

	受付日	通知日	件名	監査結果
1	R5.2.15	R5.4.14	須別当山地災害防止工事の差し止めに関する件	棄却

#### 5 決算審査

##### (1) 歳入歳出決算審査

令和4年度の一般会計と特別会計について審査を実施した限り、重要な点において、審査の対象となった決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、引き続き適正な執行を求めるため、次のとおり意見を付した。

##### ア 行財政運営

- 行財政運営については、デジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から県の5つの基本政策の進化を図り、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行できるよう、全国知事会等とも連携しながら、国に対して積極的に政策提言を行うとともに、国の有利な財源の活用等により、引き続き安定的な財政運営を図りたい。
- 自主財源の比率は依然として低い水準にあることから、地方交付税などの財源を確保するとともに、事務事業のスクラップアンドビルドやデジタル技術の活用による効率化に取り組み、限られた予算を効率的かつ効果的に執行し、社会経済情勢の変化への対応がなされるよう努められたい。
- 累積した県債残高は、財政構造の硬直化を招く要因となることから、引き続き、中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化を図ることを求める。
- 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の確保・充実は極めて重要であることから、今後とも必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけられたい。

今後の財政運営においては、引き続き、財政調整基金及び減債基金の取崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立を図り、財政健全化に向けた取組を推進されたい。

## イ 収入未済対策

- ・ 個人県民税については、引き続き、関係機関との連携を強化し、市町村への積極的な支援に努められたい。
- ・ 今後も引き続き、納税者の利便性向上に向けた取組を継続するとともに、納期内納付について県民に周知し、滞納の未然防止に努められたい。  
また、納税者の事業継続や生活維持に配慮しつつも、早期に滞納整理に着手するなど、税負担の公平性と歳入の確保に取り組まれたい。
- ・ 引き続き、債務者の生活状況や経営状況などの実態を把握し、債権の種類・性質などに応じ、法令に沿った適切な未収金の管理・回収に努められたい。  
また、過年度に係る未収金の回収は非常に困難となっていることから、新規滞納の発生を抑制する取組に努めるとともに、職員では回収が困難な債権については、弁護士委託の活用等により効率的な債権回収に努められたい。  
やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

## ウ 事務執行

- ・ 会計事務に係る研修や支出時の審査等において、適正な会計事務の執行に向けた取組を行っているところであるが、依然としてチェック不足や執行管理が不十分であったことによる不適切な会計事務が全庁的に見られることから、法令の規定に沿った適正な会計事務に努められたい。  
また、現在進められている財務会計システムの再構築に当たっては、会計事務の負担軽減や正確性の向上につながるようなシステムの構築に努められたい。

## (2) 公営企業会計決算審査

令和4年度の高知県流域下水道事業会計、高知県電気事業会計、高知県工業用水道事業会計及び高知県病院事業会計について審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

### ア 流域下水道事業会計

- ・ 今後も、安定的かつ計画的な経営に取り組み、持続的なサービスの供給に努めるとともに、さらなる経営の効率化に努められたい。
- ・ 南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略やストックマネジメント計画に基づき、計画的に取組を進められたい。

## イ 電気事業会計

### (ア) 水力発電事業

- ・ 安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、水力発電施設の老朽化対策や令和6年度の水力売電料金の契約更改、また、令和7年度以降の新たな売電契約の締結など、将来を見据えた事業展開の検討を進め、今後も営業利益の確保に努められたい。

- ・ 小水力発電等を含む再生可能エネルギーの普及促進については、引き続き、国の動向などに留意しながら、関係機関と連携して、これらの活動に取り組む市町村などを支援されたい。

#### (イ) 風力発電事業

- ・ 事業継続期間においては、安定した電力供給を確保するため、施設の適切な維持管理に取り組まされたい。また、事業を終了するに当たっては、円滑な対応を図られたい。

#### ウ 工業用水道事業会計

- ・ 引き続き、経営の効率化と施設の適切な維持管理に努めるとともに、今後の南海トラフ地震対策を含めた送配水管路などの施設の老朽化対策については、将来を見据えて、計画的に進めるよう努められたい。

#### エ 病院事業会計

##### (ア) 高知県立病院第7期経営健全化計画の推進

###### ○経営の健全化

- ・ 医療機能の向上による経営の健全化については、引き続き、収益の安定確保及び経費削減に取り組み、より一層の経営改善に努められたい。
- ・ 医療人材の安定確保については、引き続き、医師確保に取り組むとともに、医師の働き方改革にも取り組まされたい。  
併せて、助産師、薬剤師などの医療スタッフの確保や各職種における専門性の向上にも努められたい。
- ・ 地域医療構想を踏まえた県立病院の果たす役割の発揮や地域医療を支えるためのネットワークづくりにも、引き続き、積極的に取り組まされたい。
- ・ 第8期経営健全化計画の策定に当たっては、第7期経営健全化計画の成果を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の状況なども考慮しながら、持続可能な地域医療提供体制の確保に対応した計画となるよう努められたい。

###### ○南海トラフ地震対策

- ・ 災害時における医療機能の維持や医療救護に関する取組など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との合同訓練を行うなど、地域の災害拠点病院としての機能の充実・強化に努められたい。

###### ○新興・再興感染症への対策

- ・ 引き続き、5類感染症に移行した新型コロナウイルス感染症を含め、新興・再興感染症への対策の充実・強化に努めるとともに、安全・安心に受診できる医療体制の整備に努められたい。

#### (イ) 地域の中核病院としての役割

##### ○あき総合病院

- ・ 引き続き、県東部の中核病院として高知大学医学部や健康政策部、高知医療再生機構などと連携し、医師の確保に取り組むとともに、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組みたい。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービス等を提供していくためにも、地域包括ケアシステムの機能の充実・強化を図り、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続されたい。
- ・ 地域の医療機関への診療応援についても継続して取り組むとともに、今後の地域における医療ニーズを踏まえ、医療提供体制の検討を進められたい。

#### ○幡多けんみん病院

- ・ 常勤医師が不在である診療科や不足している診療科の解消に向けて、引き続き、必要な医師の確保に取り組みたい。
- ・ 引き続き、地域医療支援を充実させ、医療の質的向上を図り、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努められたい。
- ・ 地域の急性期医療を担うという重要な役割の一方で、経営の健全化も目指す必要があることから、今後も、地域の人口動向や民間医療機関の診療状況を踏まえつつ、医療ニーズに対応した医療提供体制の検討を進められたい。

## 6 基金運用審査

令和4年度における高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全基金の運用状況について審査を実施した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

## 7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

### ア 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	11.1	25.0	35.0
将来負担比率	176.4	400.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字となっていることから、数値としては表示されない。

#### イ 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	20.0
電気事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0

(注) 各会計とも、資金不足額は生じておらず、数値としては表示されない。

## 8 例月出納検査

会計管理者、土木部長及び公営企業局長が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、令和5年4月末、5月末、6月末、7月末、8月末、9月末、10月末、令和6年1月末における15時半以降の入金分及び令和5年10月末における国土交通省所管の電子申請システムを通じた入金分に係るものを除き、一致していると認められた。

## 9 内部統制評価報告書の審査

令和4年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると意見を付した。

## 10 参考

### (1) 令和5年度監査委員

氏名	区分	就任年月日	備考
加藤 漢	議員（非常勤）	令和5年5月11日	高知県議会議員
田中 徹	議員（非常勤）	令和5年5月11日	高知県議会議員
奥村 陽子	識見を有する者 （非常勤）	平成30年4月1日	税 理 士
五百蔵 誠一	識見を有する者 （常勤、代表監査委員）	令和4年4月1日	元 銀 行 役 員

(2) 過去3年間の状況

ア 定期監査（令和3年度より監査結果及び事務区分変更）

年度・監査結果 事務区分	令和2年度			
	強く改善	改善	検討	計
収入事務	3	24		27
支出事務	17	70		87
契約事務	19	71		90
財産・物品 管理事務	2	11		13
サービス管理事務		16		16
給与・旅費 支給事務	1	8		9
庶務関係事務		6		6
その他の事務		1		1
計	42	207	0	249

年度・監査結果 事務区分	令和3年度				令和4年度			
	指摘事項	注意事項	検討	計	指摘事項	注意事項	検討	計
共通	1	6		7		3		3
収入事務	1	22		23	1	8		9
支出事務	10	25		35		41		41
契約事務	4	31		35	5	16		21
補助金の交付に 関する事務	3	12		15		3		3
財産・物品等管理 事務		1		1		6		6
土木・建設工事に 関する事務		13		13		12		12
計	19	110	0	129	6	89	0	95



イ 財政的援助団体等の監査

年度	団体の区分			計	監査結果		
	出資団体	補助金等 交付団体	指定管理者		改善事項	検討事項	意見
2	8	5 (再掲3)	6 (再掲1)	19 (再掲4)	0	0	0
3	12	7 (再掲6)	4 (再掲3)	23 (再掲9)	0	0	0
4	6	6 (再掲4)	9 (再掲1)	21 (再掲5)	0	0	0

(注) 補助金等交付団体、指定管理者及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

年度	監査のテーマ	監査対象機関
2	委託業務における入札保証金及び契約保証金に関する事務の状況について	230機関(令和2年度の定期監査対象機関のうち、会計制度が異なる公営企業局は除外)
3	税外未収金の債権管理について	税外未収金債権管理を行う30機関、管財課及び税務課の計32機関
4	防災に必要な資機材の管理について	知事部局、教育委員会、公営企業局、警察のうち災害応急対策等のために資機材を備蓄、整備している機関、危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課の計21機関